

自動車等と自転車等の側方接触事故を防止するため、自動車等と自転車等の双方に対する規定が整備されます。

- **自動車等に対する規定**

自動車等は、十分な間隔が取れない状況で自転車等の右側を通過するときは、自転車等との間隔に応じて安全な速度で進行しなければなりません。

罰 則：3 月以上の拘禁刑又は 5 万円以下の罰金

点 数：2 点

反則金：7, 000 円（普通車）

- **自転車等に対する規定**

自動車等と自転車等の間に十分な間隔が取れない状況で自動車等が自転車等の右側を通過するときは、自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って、通行しなければなりません。

罰 則：5 万円以下の罰金

反則金：5, 000 円

※自動車等：特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両をいう。

※車両：自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

※自転車等：特定小型原動機付自転車及び軽車両をいう。

